

東京都地球温暖化対策指針

（第1編 第8 指定相当地球
温暖化対策事業所における地球
温暖化の対策の推進）抜粋

2014（平成26）年11月



東京都地球温暖化対策指針（目次）

総則

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	東京都及び事業者の役割	1

第1編 大規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第1	総量削減義務の設定方針	3
第2	地球温暖化の対策の推進体制	4
第3	温室効果ガス排出量の把握	7
第4	計画的な地球温暖化対策の推進	7
第5	地球温暖化対策計画書の作成等	10
第6	テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進	11
第7	自動車に係る地球温暖化の対策の推進	16
第8	指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進	17

第2編 中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第1	中小規模事業所の基本的な考え方	21
第2	地球温暖化の対策の推進体制	21
第3	温室効果ガス排出量の把握	22
第4	継続的な地球温暖化の対策の推進	25
第5	地球温暖化対策報告書の作成等	27
第6	自動車に係る地球温暖化対策の推進	32

附則	32
----	----

別表第1 事業所等における地球温暖化の対策

第1	組織体制の整備	34
第2	エネルギー等の使用状況の把握	39
第3	運用対策	40
第4	設備保守対策	70
第5	設備導入対策	73

別表第2 貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用している場合の地球温暖化の対策

第1	自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき	82
第2	施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を	

利用しているとき	84
----------------	----

は、別表第2の第2の部の表及び知事が別に示す自動車点検表により、荷さばきのための駐車施設の整備、施設利用者等への働きかけ等の個別具体的な地球温暖化の対策を検討し、当該対策の計画及び実施に努めるものとする。

地球温暖化の対策に係る点検を実施した指定地球温暖化対策事業者は、作成した自動車点検表を、第5 1に規定する地球温暖化対策計画書の提出時期に合わせ、知事に提出するものとする。

第8 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進

1 指定相当地球温暖化対策事業所の定義

指定地球温暖化対策事業所以外の事業所のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事業所を、指定相当地球温暖化対策事業所という。

- (1) 改正規則（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成25年東京都規則第99号）による改正後の規則をいう。以下第8において同じ。）第4条の8第2項第2号に該当することにより、指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消された事業所であって、アからウまでのいずれにも該当しない事業所
 - ア 事業活動が廃止され、又はその全部が休止された事業所
 - イ 前年度の原油換算エネルギー使用量が1000kL未満となった事業所
 - ウ 前年度の原油換算エネルギー使用量が3年度（指定地球温暖化対策事業所であった期間を含む。）連続して1500kL未満となった事業所
- (2) 前年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上である事業所であって、改正規則第4条第1項ただし書が適用されることにより、指定地球温暖化対策事業所の指定を受けない事業所
- (3) (2)に該当していた年度がある事業所であって、(1)アからウまでのいずれにも該当しない事業所

2 指定相当地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進

指定相当地球温暖化対策事業所は、経済基盤等の観点からの特別な配慮により、「より大幅な削減を定着・展開する期間」である第2計画期間においては総量削減義務の対象となっていないものの、原油換算エネルギー使用量等の規模は、指定地球温暖化対策事業所に相当する。

よって、指定相当地球温暖化対策事業所の所有者（以下「指定相当地球温暖化対策事業者」という。）は、指定相当地球温暖化対策事業所において地球温暖化対策を推進する主体として、条例第5条の5第1項及び第2項の規定に基づき、4から7までに定めるところにより、組織体制の整備及び温室効果ガスの排出量の把握に努め、地球温暖化の対策を推進するほか指定地球温暖化対策事業所に準じた対策をとるものとする。

また、指定相当地球温暖化対策事業者は、地球温暖化の対策を推進するに当たって知事が必要と認めるときは、その指導及び助言を受けることとなる。そのため、3に定めるところによる知事への届出について協力することによって、知事が、指導及び助言をすべき指定相当地球温暖化対策事業所を適切に把握できるようにしなければならない。

3 指定相当地球温暖化対策事業所の確認

- (1) 原油換算エネルギー使用量が新たに1500kL以上となった事業所

指定地球温暖化対策事業所以外の事業所であって、前年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上である事業所の所有者は、当該事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当すると判断したときは、毎年度11月末日（初めて判断した年度にあつては、10月末日）までに、その判断について誤りがないことについて、知事が別に定める様式により届け出て、知事の確認を受けるものとする。

知事は、当該判断に誤りがないこと又は誤りがあつて条例第5条の8第2項の規定による届出を行うべきことを確認したときは、その旨を知事が別に定める様式により当該所有者に通知する。

(2) 指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消された事業所

指定地球温暖化対策事業所が改正規則第4条の8第2項第2号に該当して、その指定が取り消されたときは、知事は、当該事業所が指定相当地球温暖化対策事業所に該当する旨を知事が別に定める様式により当該事業所の所有者に通知する。

(3) 指定相当地球温暖化対策事業所ではなくなる事業所

指定相当地球温暖化対策事業所であつた事業所の所有者は、当該事業所が1(1)アからウまでのいずれかに該当し、指定相当地球温暖化対策事業所ではなくなったと判断したときは、次のアからウまでに定める日までに、その判断について誤りがないことについて、知事が別に定める様式により届け出て、知事の確認を受けるものとする。

ア 1(1)アに該当するとき 事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日から30日を経過した日

イ 1(1)イに該当するとき 該当した年度の11月末日

ウ 1(1)ウに該当するとき 該当した年度の11月末日

知事は、当該判断に誤りがないこと若しくは誤りがあつて引き続き2に基づき地球温暖化の対策の推進等を行うべきことを確認したとき又は指定地球温暖化対策事業所に指定されたことにより指定相当地球温暖化対策事業所ではなくなったときは、その旨を知事が別に定める様式により当該所有者に通知する。

4 地球温暖化の対策の推進体制

(1) 組織体制の整備

指定相当地球温暖化対策事業者は、第2 1に準じて組織体制を整備するものとする。

(2) 組織体制の構成等

指定相当地球温暖化対策事業者は、第2 2に準じて統括管理者及び技術管理者を選任するものとする。

また、推進責任者及び推進員を選任することができる。

(3) 統括管理者及び技術管理者の選任等

統括管理者及び技術管理者の選任等は、第2 3に準じて行うものとする。

(4) テナント等事業者がいる指定相当地球温暖化対策事業所における体制

指定相当地球温暖化対策事業者は、指定相当地球温暖化対策事業所の全部又は一部を使用するテナント等事業者がいる場合は、第2 4に準じて当該テナント等事業者との協力推進体制を整備するものとする。

5 温室効果ガス排出量の把握

指定相当地球温暖化対策事業者は、第3に準じて指定相当地球温暖化対策事業所における温室効果ガス排出量を把握するものとする。ただし、温室効果ガス排出量の算定に当たり、検証を受ける必要はない。

6 計画的な地球温暖化の対策の推進

指定相当地球温暖化対策事業者は、第4に準じて計画的に地球温暖化の対策を推進しなければならない。

この場合において、特定温室効果ガス排出量の削減に係る目標については、目標の設定の日の属する削減計画期間の終了年度を目標年度の一つとして設定する。

また、当該目標の水準は、条例第5条の13及び規則第4条の17の規定に準じて自ら算定した基準排出量に相当する量及び事業所の種類に応じた規則第4条の16に規定する削減義務率を用いて特定地球温暖化対策事業所の削減義務量と同様の方法により算定した量以上とするものとする。

指定相当地球温暖化対策事業者は、総量削減義務の対象外であり、指定管理口座の開設及び義務充当を行うことはできないが、振替可能削減量を取得して、特定温室効果ガス排出量と相殺するよう自ら管理することなどにより目標を達成することを妨げるものではない。

7 地球温暖化対策計画書の作成等

(1) 地球温暖化対策計画書の作成及び提出

指定相当地球温暖化対策事業者は、毎年度11月末日（指定相当地球温暖化対策事業所であることについて知事の確認を受けた年度（前年度にも当該確認を受けている年度を除く。）にあつては、当該日と当該確認を受けた日から90日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、知事が別に定める指定相当地球温暖化対策計画書提出書に、第5-1に定める地球温暖化対策計画書並びに第5-1(8)及び(9)に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(2) 公表

指定相当地球温暖化対策事業者は、第5-2に準じて温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報を公表するよう努めるものとする。

知事は、指定相当地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画書の提出があつたときは、当該指定相当地球温暖化対策事業者がその公表を拒否する場合を除き、指定地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画書の提出があつたときと同様の方法で公表するものとする。この場合にあつては、知事は、公表する内容が指定相当地球温暖化対策事業者のものであることを表示するものとする。

8 テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進

テナント等事業者がいる指定相当地球温暖化対策事業所においては、事業所全体としての温室効果ガス排出量の削減を進めるため、(1)から(5)までに定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所に準じた取扱いをするものとする。

(1) テナント等事業者の役割

テナント等事業者は、第6-1に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(2) 特定テナント等相当事業者の役割

テナント等事業者のうち特定テナント等事業者に相当する状況の事業者（以下「特定テナント等相当事業者」という。）は、第6-2に掲げる事項を実施するものとする。

(3) 特定テナント等相当事業者における地球温暖化の対策の推進

特定テナント等相当事業者は第6-3に準じて地球温暖化の対策の推進に努めるものとする。

(4) 特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成及び提出

特定テナント等相当事業者は、毎年度11月末日までに、知事が別に定める特定テナント等相当事業者地球温暖化対策計画書提出書に、第6-4に定める特定テナント等地球温暖化対策計画書及び第6-4(6)に掲げる書類を添えて、指定相当地球温暖化対策事業者を経由して知事に提出するものとする。

(5) 特定テナント等相当事業者における地球温暖化の対策に係る取組の評価・公表

知事は、第6-5に準じて特定テナント等相当事業者の地球温暖化の対策に係る取組の評価を行うことができる。この評価を行った場合にあっては、当該特定テナント等相当事業者がその公表を拒否する場合を除き、特定テナント等事業者の評価結果と同様の方法で公表するものとする。

(6) 公表

知事は、指定相当地球温暖化対策事業者を経由して特定テナント等相当事業者から特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、当該特定テナント等相当事業者がその公表を拒否する場合を除き、特定テナント等事業者から特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときと同様の方法で公表するものとする。この場合にあっては、知事は、公表する内容が特定テナント等相当事業者のものであることを表示するものとする。

9 自動車に係る地球温暖化の対策の推進

指定相当地球温暖化対策事業者は、第7に準じて自動車に係る地球温暖化の対策の推進に努めるものとする。

10 知事の勧告

知事は、指定相当地球温暖化対策事業者及び指定相当地球温暖化対策事業所の全部又は一部を使用するテナント等事業者における地球温暖化の対策の推進の程度が、この指針に照らして著しく不十分であるときは、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。